

# 住宅の応急修理制度について

(令和5年7月の大雨により床上浸水被害に遭われた方へ)

令和6年3月1日 五城目町

災害救助法が適用された五城目町で被災された方への「住宅の応急修理支援制度（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）」に関するご相談、申請、手続きにつきまして、町から大切なお知らせがあります。

## 応急修理制度の利用期限につきまして（重要）

住宅の応急修理制度による利用期限（工事の完了期限）は

**「令和6年7月12日（金）」**となっております。

※期限を過ぎますと、この制度は利用できなくなりますので

申請手続き、制度利用のご相談はお早めをお願いいたします。

## 制度の概要

住宅が「準半壊以上（大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）」の被害を受け、自らの資力では応急修理できない世帯を対象に、日常生活に欠かせない居室・炊事室・便所・浴室など、必要最小限の応急的な修理について五城目町が業者に依頼し、修理費を請負業者に直接支払う制度です。

被災判定区分	上限額
大規模半壊、中規模半壊、半壊	706,000円以内
準半壊	343,000円以内

## 応急修理制度に関する相談窓口・申請先

五城目町住民生活課 住宅支援チーム（五城目町役場3階）

TEL（018）852-5131 電子メール：sien@town.gojome.lg.jp